

一般競争入札による公告

令和元年9月30日

契約責任者

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 庄 一 郎

次のとおり、一般競争入札に付します。

1. 調達内容

(1) 件名

電子マニフェスト普及啓発等を目的としたビデオ作製業務

(2) 仕様書等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から2020年1月17日

(4) 納入期限

入札説明書による

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で定める最低価格落札方式である

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に10%に相当する額を加算した金額を様式3で示す入札書に記載して提出しなければならない

2. 競争参加資格

(1) 次のア～エに該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過して

いない者。代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質又は若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

(ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。

(エ) 監理又は検査に際し職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者。

(カ) その他、当社に損害を与えた者。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立をした者又は民事再生手続(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始に申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

エ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等その他次の各号に掲げる者をいう。

(ア) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。

(イ) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

(ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

(2) 次のア～オの資格等を有していること。

ア 平成31・32・33年度(令和1・2・3年度)全省庁統一資格「物品の製造」において、「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされている者又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターがこれと同等であると認めた者。

イ 入札説明会に参加した者。

ウ 3年以内に類似業務(ビデオ作製業務)を行っている者。

3. 入札説明会の開催

入札説明会の出席を希望する者は、様式1の入札説明会参加申込書を2019年10月7日(月)16時00分までに持参又はFAXによって提出すること。

入札説明会は1社1名とする。

【開催日時及び場所】

2019年10月9日(水) 16時30分

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

【連絡先】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

情報サービス部（担当 新井、宮崎）

FAX 03-5275-7112

4. 入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、〈3. 入札説明会の開催〉の入札説明会に参加の上、入札説明書に明記されている入札書類を提出しなければならない。なお、提出した入札書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報サービス部（担当 新井、宮崎）

電話 03-5275-7113

Mail arai@jwnet.or.jp、miyazaki@jwnet.or.jp

6. その他

(1) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札書兼見積書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の10に相当する額を加算した金額とすること。

(6) 契約候補者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で定める最低価格方式をもって契約候補者を決定する。

以上